



# 第5回会合の主な意見等

---

令和6年5月13日  
事務局

## NTT東西等の業務の在り方

(本来業務について)

- 本来業務は、アクセス回線の提供に支障が起こるのは良くないので、**アクセス回線を用いた固定通信サービスの提供まで**と考えられる。(相田構成員)
- 本来業務は固定通信サービスが基本であり、現在、活用業務として行われている**上位レイヤー系の電気通信業務は、今後も本来業務としては捉えがたい**。(大谷構成員)
- 本来業務の範囲の画定は重要。**県域業務規制を見直す場合は、移動通信業務やISP業務等をどのような理由で禁止するのか整理が必要**。(西村(暢)構成員)
- 本来業務についても**現状の検証**をしていただきたい。(JAIPA)

(地域電気通信業務以外の業務について)

- 地域電気通信業務以外の業務について、NTTが目指す方向性のイメージが付き、その社会的な有用性は高いと思うが、事後検証については、**電気通信市場、非電気通信市場の両方について市場画定を行い検証すべき**。(林構成員)
  - 公正競争の確保の観点から、**電気通信市場について検証することは大前提**。農業などの非電気通信市場は、全く検証する必要がないというわけではなく、**どのような場で、どのような仕組みに基づいて、誰が検証するか**は市場によって異なり、一元的に検証を行うことは困難であるため、**フィージビリティを含め別途議論すべき**。(NTT)
- **本来業務と公正競争に支障がないという要件**は今後も**必要**。要件を満たすかの**確認方法**については、**類型化して簡素化**することも考えられる。また、**提供が開始され利用者が増加した事業**について、途中で簡単には撤退できないことから、**完全に事後検証に委ねることは難しい**のではないかと。(大谷構成員)
- **本来業務に支障がない限り**というのは**大前提**。**公正競争の要件は、事前に全く確認しないのではなく、一定の枠付けは必要**。現行の要件は広範で詳細であることから、簡素化して市場検証会議等で**包括的に検証することが効率的**。(林構成員)

## NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方

- アクセス部門の分離について各社で意見は異なるものの、通信分野において**設備競争が重要という認識は一致**。また、本WGでは、個別の規律について検討し、法形式は議論しないと理解しているが、**答申までのいずれかのタイミングで法形式の議論が必要**。（林構成員）
- **NTTの利用部門と他事業者の設備の利用**や、**NTTと電力会社の電柱の利用**に関する**差異は何が原因**と考えているか。（相田構成員、西村（真）構成員）
  - 判断基準を承知していないので原因は判りかねるが、**NTTの電柱の利用**に関し、**迅速性、透明性を高めていただきたい**。（JCOM）
- アクセス部門の分離がこれまで繰り返し議論されているのは、ユニバーサルサービスや公正競争がきちんと確保されていないという懸念を完全には払拭できていないからではないか。今回、もしアクセス部門を分離しないという結論になったとしても、**NTTの組織の在り方を定める構造規制は不可欠であり、行為規制と併せて、必要な規律を確実に課すべく検討すべき**。（ソフトバンク）
- **NTT東西の特別な資産**は、公正競争だけでなくユニバーサルサービスや経済安全保障の観点からも重要であり、**国の関与や規律が必要**。アクセス部門に関する規律はNTT法に規定されており、アクセス部門を分離しないのであれば、**今後も国によるNTT法での規律は維持されるべき**。（KDDI）